

生活福祉保健委員会記録

- 1 期 日 平成20年8月19日（火）
- 2 場 所 第3委員会室
- 3 出席委員 委員長 日下美香
副委員長 森川家忠
委員 蔵本 健、山下智之、高橋雅洋、川上征矢、辻 恒雄、中津信義、
蒲原敏博、奥原信也
- 4 欠席委員 委員 林 正夫

5 出席説明員

[環境県民局]

環境県民局長、総務管理部長、環境県民総務課長、県民文化課長、消費生活課長、人権男女共同参画課長、県民活動課長、環境部長、廃棄物対策総括監、環境政策課長、環境保全課長、自然環境課長、循環型社会課長、産業廃棄物対策課長

[健康福祉局]

健康福祉局長、総務管理部長、健康福祉総務課長、こども家庭課長、被爆者対策課長、保健医療部長、医務課長、医療政策課長、医療保険課長、健康対策課長、生活衛生課長、薬務課長、社会福祉部長、地域福祉課長、社会援護課長、障害者支援課長、高齢者支援課長、介護保険課長、病院事業部長、県立病院課長

[危機管理監]

危機管理監、危機管理課長、消防保安課長

6 報告事項

[環境県民局]

- (1) 平成19年度施策に係る点検結果について

[健康福祉局]

- (2) 平成19年度施策に係る点検結果について
- (3) 在ブラジル被爆者健康手帳に係る申請却下処分取消等請求事件 広島地方裁判所判決への県の対応について
- (4) 社会福祉法人木谷会の指導等について
- (5) 不妊治療支援事業の実施状況について

[危機管理監]

- (6) 平成19年度施策に係る点検結果について

7 会議の概要

- (1) 開会 午前10時34分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 質疑・応答

○質疑（川上委員） ことし6月、我が会派で静岡県のがんセンターの視察に行つてま

いりました。このがんセンターは、日本でも有数のがんセンターでございます。すばらしいセンターでございます、世界各国から多くの学者が来て、ここでがんの薬あるいは治療等について研究をされている。そして、そのがんセンターには大変高価な機械も設置されていました。また、がんセンターを設置されたことによってその町はもう日本全国からたくさんの方が来られて大変な発展を遂げていると言っておられました。本県もそうしたことを想定した時期があったわけでございますけれども、その後がんセンター構想というのは広島県ではないわけでございます。

私は、ぜひともこの構想を絶やすことなく持ち続けたいと地域の医療発展につながるし、広島県が中国地方、さらには中四国地方の中核拠点になるためにもこれをやめたらいけないという思いです。そういう思いで、このことについてどのようにお考えか、お聞きしてみたいと思います。

- 答弁（医療政策課長）　がん対策でございますが、御案内のとおり、がんでお亡くなりになる患者の方が全死亡者の方の約3割と非常に多くなっております。がん対策に力を入れて取り組んでいかなければいけないということで、従前は委員から御指摘がございましたようにがんセンターの整備構想というようなこともございましたが、その後いろいろな状況変化もございました。ということで、がんセンターについては一応凍結という方針を決定しております。ただ、先ほど申し上げましたように、現在、がん対策自体は非常に重要な政策課題でございます。昨年度、本県におきましても、がんについては初めての計画となるがん対策推進計画を策定いたしまして、5つの重点項目を定めております。また、75歳未満の年齢調整死亡率を5年間で10%削減していこうという目標を掲げました。そういったことを踏まえまして、本年度から具体的な施策に取り組もうとしております。

がんの医療体制につきましては、医師の不足などいろいろな社会問題もございます。また、広島県にはがんに対する治療機能を有する医療機関が拠点病院を中心として県内各地にございます。そういった資源を活用しながら、そういった機能あるいはがん治療で持っておられる特徴的な医療機能の連携をすることによって、総体的に高水準のがん医療を提供したいということで取り組んでおります。

- 質疑（川上委員）　その程度のことはどこもやっているのです。あなた方は、静岡県のがんセンターを見に行かれたのかどうか知りませんが、がんセンターは、日本に数カ所できていて、本当にすばらしい成果をおさめている。一般的ながん対策や、がん患者に対しての対応はどこもやっているのです。広島県の医療水準は岡山県に比べても非常に落ちてきている。そういう中で、やはり私はその構想を持ち続けたらどうか、これからももっと研究していく方向を考えたらどうかという質問をしているのです。どうですか。

- 答弁（医療政策課長）　先ほど申しましたように、がんセンター整備構想はさまざまな事情があって現在のような経過をたどっております。確かに、がんの治療水準、治療機能というのは日進月歩で向上しております。ただ、それを実現するためには

財政を含めましてさまざまな条件もございます。その辺も念頭に、当面は、広島県には先ほど言われました広島市内を中心として特色あるがん医療の機能を持った医療機関がございます。まずは、その連携で体制をつくっていくということを当面の努力目標として取り組んでまいりたいと考えております。

○質疑（川上委員） 確かにそれはわかるのですけれども、がんセンターへ行ってみますと、本当にがん専門で、職員だけでも四、五百人おられます。約800億円かけてつくられて、やっと年間の赤字も減ってきた。全国から患者がどんどん集まってきてそういう状況にあるのですが、そういうのを地域ごとに、中四国で1つぐらいはつくっていくというのは非常に大切なことだと思うので、そういうことを希望を持ってやっついていかないと、もう終わったということではなく、あなたらがしっかりとその辺を支えて、県民、地域のために必要なのだということで、やらないといけないということを私は申し上げているので、今やっていることがどうこうと言っているのではないのです。もっと大きな希望を持ってやりなさいということを言っているのですが、局長、どうですか。

○答弁（健康福祉局長） ただいま、所管課長が御説明申し上げましたとおり、がん対策は医療・保健・福祉分野の中でも非常に重要な施策の柱の一つでございます。その取り組みについては委員の方でも御理解をさせていただいたという認識でおります。御指摘のがんセンター構想につきましては、御案内のとおりさまざまな議論や検討がなされた結果、現在の整理となっております。静岡県立がんセンターにつきましても、私は、前職の時代に実際に施設を拝見し、総長とも一緒に仕事をしたことがありますので、実情はよくわかっているつもりでございます。

がん対策全般について今求められておりますのは、箱物といった表現がいいか悪いかはありますが、そういった施設や装置といったものによるのではなくて、例えば緩和医療の重視ですとか放射線治療など新しい技術を医師がいかに地域の患者、住民に提供できるか、そういう体制をつくるのがむしろ求められているというのが私どもの認識でございます。確かに、集中的ながん医療に取り組むシンボリックな施設があった方が望ましいということは間違いないのでございますが、その一方で、さまざまな例えば専門医の不足でございますとか、あるいは最新の知識をいかに今おられる医師に、それは医師は何もその特定の施設ということではなくて、全県全般にがん医療に携わっておられる医師、看護師を含めた医療従事者にいかに普及するかという、どちらかといいますとソフトパワーの重視が今求められているというのが私どもの認識でございます。ですから、がんセンター構想についても過去にそういった検討をいたしましたけれども、今は既存の施設をいかに活用して、かつ今おられる医療マンパワーのより高度なサービス提供をどうやって実現していくのかという連携に重点を置いて施策を展開しているという点にも御理解をいただければと考えております。

○意見・質疑（川上委員） 静岡県のがんセンターは医師が物すごく集まるのです。物

すごく希望者に来ていただいて、がんについての最先端のそうしたことを勉強したいということであくさんの医師が来てくれるということも言っておられましたが、そういう意味ではがんセンター構想というのをもち続けて、今はできなくても、近い将来やる方向で考えていくのが私は県民に夢も与えることだろうと思います。そういうことで質問をさせていただきました。ひとつよろしくお願いします。

次に、もう1点、看護師がもう大変な不足を来す、あと1年すると広島県でも二千数百人が不足するだろうと言われている。今、広島県では看護師を養成する施設というのはどれくらい、何人ぐらいの規模であるのでしょうか。

○答弁（医務課長） 県内28施設で、入学定員が2,020人という状況です。

○質疑（川上委員） 福山市にも国立病院がありまして、そこで看護師を養成しておりましたけれども、やめました。福山平成大学に看護学部ができましたが、大学なのでほとんど県外に出ていくということです。備後の話ばかりをして恐縮ですけれども、福山市医師会にも看護師専門学校があるのですが、これも経営難でもう大変だということで、いろいろ新聞にも載っておりました。アンケートでは全日制にしたらどうかなど、いろいろな意見がありました。実態は、大変経営難でお困りになっている。調べていただきましたら、岡山県も本県も同じような形で助成を学校にはされているのですが、医療は看護師不足で崩壊するのではないかとされている状況なので、私は県としてもその助成をしっかりとしていく必要があるのではないかと思います。調べてみますと、福山市医師会は県から3,000万円ほど御支援いただいている。他の県も大体そういう状況にあるように思うのですが、そういう状況に先駆けて我が県はもっとそのことを助成していくと、もう医療崩壊が目の前に来ているのですから、そういうことをやっていく必要があると思いますが、そういう対策を含めて看護師不足についてどのような考えを持たれているのか、お聞きします。

○答弁（医務課長） 養成所の経営が大変厳しいと、入学金、授業料についてはこの前、新聞に出ておりましたし、大変厳しい状況というのは私も承知いたしております。

本県も他県と同様に国の補助制度を活用いたしまして、2分の1を国から歳入で得て補助をするという制度を昭和50年ごろから始めておりますけれども、県内に28施設がございますので、なかなか県の財政事情等から、何とか今の補助額を維持するというような状態でとどまっております。一方、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、18年3月の需給見通しでは2,013人不足という見通しが立っております。これは各医療機関の実態をお聞きした上で、よりよいサービスを提供する上で必要な数を求めたものでございます。看護職員数というのは、やはり診療報酬の看護基本料が大きく影響してまいります。18年の診療報酬改定で大きな争奪戦というようなこともありましたけれども、今回20年の改定で七対一看護も見直しをされまして、従来の急性期病院の十対一看護、これも評価をするというような改定がなされまして、一応一定の不足感は落ちついてくるのではないかと、楽観視ではございますけ

れども、そういった印象を持っております。そうはいいまして、医療、看護サービスも高度化しておりますので、看護職員の需要というのは今後ますます高まってまいります。そういう意味で、やはり新しい学生の養成、離職防止、再就職の促進と3つの視点で取り組んでまいりたいと考えております。

○要望（川上委員） 診療報酬の改定によってなかなか看護師になり手がいない、どんどん看護師の収入が減っていくような状況で、これは国全体の医療費削減にかかわる問題だろうと思うのですけれども、そういう中で、やはり地域、県においてもしっかりとそういう支援をしてやっていくということをしなさいといけない。今でも、病院ごとに看護師の争奪戦が起きている。給料を上げるところには、医師会ではそういうことをしてはいけないことになっているが、給料を上げるなどして大変な争奪戦が起きてきている。必ず、看護師不足は近い将来医療崩壊を招くと、医師だけではないということをも十分認識して対応していかないといけない。他の県はそういうことをしっかりとやっています。だから、本県もおくれをとらないようにしっかりとやっていかないと、本県は医療崩壊して、他の県はきちんとしているというのはやはり行政の怠慢だろうと思います。知恵を絞って、ぜひとも看護師不足が起らないようにしっかりと対策を考えられる必要があると思いますので、ひとつその辺をよろしくお願いします。

○質疑（辻委員） まず、先ほど在ブラジル被爆者健康手帳に係る申請却下処分等取消等請求事件の報告があつて、県が控訴するという説明がありました。新聞報道によりますと、龍谷大学の教授が法定受託事務は自治体に判断権があるとの解釈が一般的だということで、県は誤った法解釈をしているというような見解も示して、今回の県の控訴については間違っているのではないかというようなことも言われています。この地裁の判決では、裁量権について言っていますけれども、これまでの県の対応そのものが間違っていたのではないかと私は思うのですが、これはどうなのでしょう。

○答弁（被爆者対策課長） 今、委員から御指摘ございました件でございますが、私も新聞を拝見いたしました。先ほども御説明いたしましたように、今回は法定受託事務の裁量権の濫用か否かというところが争点になっております。確かに委員御指摘の観点、余り広くない範囲であれば一定レベルの裁量権はあろうかと考えております。しかしながら、一方で、本事案で争われているのは、先ほども御説明申し上げましたが、現在高等裁判所に上がっております事件、それから大阪府、それから長崎県、3者ございますけれども、いずれも実は被爆時状況確認証、従来被爆確認証といって、ほぼ手帳になるであろうと言われる方に対して出しておりました確認証をお持ちの方の争議案件でございます。ということで、一定程度の被爆者援護法第2条第1項による要件を求めているわけです。

そうした中で、被爆者にほぼ準じるような要件を満たしている方であろう、これについては県も否定するものではございません。しかしながら、やはり被爆者援護

法は全都道府県、また広島市、長崎市、均一に法施行、また実施されるものと考えております。ただいまありましたような通称、被爆確認証と申しておりますけれども、これをお持ちの方については我々も今後、相当早急な救済をしなければならないと考え、かつ事務レベルではございますが、八者協議会の下部組織でこら辺の議論をしております。現在、4県市で確認証をお持ちの方が約90人いらっしゃいますが、こうした方につきましては速やかに救済すべきと考えておまして、国の方も6月11日に在外からも申請できるように法改正をされましたが、法施行まで約6カ月かかります。年末ごろになるのではなかろうかと思っております。八者協議会でも、この法施行をできるだけ早くということで要望させていただいております。これをまた国に対しても強く要望し、ただいま申し上げました被爆確認証をお持ちの方につきましては、できるだけ関係県市と連携を深めて救済を図ってまいりたいと考えておりますが、今回の法定受託事務について本県だけでこれを判決を受領しますと、先ほど申し上げましたようなさまざまな影響が出てまいりますので、このような判断をしたということで御理解いただきたいと思っております。

- 質疑（辻委員） 被爆確認証で確認してほぼ被爆者に準ずるような方に対して早急な救済と言われましたけれども、まさにそうだと思うのです。そうであったら、私は控訴することなくして、ここでもう断念をして法の施行の12月まで待たずに確定するという手だてに広島県も立つのが被爆者を援護していくという姿勢を見せる立場だと思うのです。それを他県との横並びを見ながら、それから国の意向も遠慮しながら、まさに国の言いなりにやっているところに問題があると思うのです。

ところで、6月11日に法改正されて在外でも申請できるということに、施行は12月のようですけれども、この法改正の理由、根拠というのはどういうところにあるのか、その点をお聞きしたいと思います。

- 答弁（被爆者対策課長） 法改正の背景ということでございますが、現在の被爆者援護法前文にもございますように、法文の中では第2条で在外での直接申請はできないと明らかに解釈できます。しかしながら、その前文では被爆者救済の基本的な定義、概念みたいなところに及んでおります。しかしながら、当然、法文にもございますように、前文からそういう法適用ができるような立法ではございません。そうしたことから八者協議会では、実は在外の被爆者にもできるだけ、その国の実情に合った援護をするべきという意見が多数を占めまして、実は平成13年より前から議論がございました。平成13年から八者協議会の正式な要望文書で在外という2文字が入りました。実はこの被爆者健康手帳の在外からの手帳申請につきましては、平成18年からでありますけれども、在外からの直接申請、これに言い及んでおります。それまで、一定程度在外の方に平成14年から救済措置が予算事業で設けられまして、4県市を中心に実施してまいりました。しかしながら、根幹はやはり来日したくてもできない方を救済すべきとして、平成18年より八者協議会で国の方に強く要望してまいったわけです。そうした中から、このたび議員立法という形でござい

ますけれども、6月11日に法案が通過したというふうに伺っております。

○意見・質疑（辻委員） 在外でもできるということに議員立法でなったということは、これまでの対応そのものが十分でなかったということで、改善があったということで対応ができるようになったということです。それは非常に結構な話ですが、そうはいってもこの問題での県の今回の控訴というのは、いろいろと法定受託事務にかかわって他県への影響等が非常に大きなものがあるというようなことは当然考えられるけれども、そこは被爆県である広島県としてはやはり踏みとどまって、私は控訴しないで直ちにこの裁判の結果を受け入れて対応すべきであったのではないかと、いうことを強く申し上げておきたいと思っております。本件はこの程度にしておきます。

もう1点、地球温暖化対策について幾つか聞いておきたいと思っております。

地球温暖化問題は世界的な問題で、温暖化防止というのはもう一刻の猶予も許されない人類的な課題というような大きな話になっております。私は、当然これに対しての日本を初め世界各国の取り組みはもとより、各自治体の取り組みも重要さをましているのとらえているわけで、県も同じ考えだと思っております。

そこで、まず県の取り組みからお聞きしたいのですが、先ほどもお話がありましたように、7月7日から地球温暖化防止に向けての県民一人一人のライフスタイルの見直しやエコライフの実践を呼びかけて、二酸化炭素排出削減を目指した「広島発・ストップ地球温暖化県民運動」、これがさまざまな展開をされていますけれども、この取り組みの状況はどうかということ、まずお聞きしたいと思っております。

○答弁（環境政策課長） 7月7日に県民運動をスタートさせていただきまして、その後、7月9日に県内の市町と一緒に県民運動の今後の取り組みについて協議しました。また、7月11日には県内のスーパーマーケット協会、チェーンストア協会の消費者団体、その他、商工会、企業等を含めた推進会議も開催いたしました。なお、推進会議は非常に多くのメンバーが入っておりますので、さらに8月に入りましてマイバッグ運動やエコドライブ・エコ通勤運動、またエコ製品購入推進などの5つの分科会を設けまして県民運動の具体的な推進の方法について話を始めております。また、来週8月28日には県内の子供を集めて子供会議を開催する予定としております。このように運動がスタートしたばかりではございますが、県、市町、関係業界、また商工会、市長会とも連携して運動を今、推進していこうとしている状況でございます。

○質疑（辻委員） 県民運動がスタートして、順調に進んでいっているようですが、この運動は3年間の運動になっています。今後はどういう形で進めていこうとされているのでしょうか。

○答弁（環境政策課長） 一応3年間といえますのは、平成22年度、県の地域計画の目標年度に合わせての3年間でございます。今年度は、まずは啓発が中心になると思っております。それと、運動への参加団体も募集しておりますが、現時点で約70者の参加をいただいております。市町におきましても、府中町など広報紙で既に県

民運動のようなことも広報されておりますので、あらゆる場所、機会を通じて展開していくとともに、具体的な行動をどうするかというのは分科会等を通じて、また検討を進めていきたいと考えております。

○質疑（辻委員） それで、そういう県民運動の県民の取り組みというのは、その点で進んでいくということにはなっていますけれども、そこで産業界、事業所とのかかわりで少しお聞きしておきたいと思うのですが、7月の委員会に出された広島県が全国と比較した温室効果ガスの排出量のデータがあります。これによりますと、産業界が平成17年度で二酸化炭素の排出量が2,680万トン、全体の65%、運輸部門が651万トンで、両方合わせると81%と、運輸と産業部門を合わせただけでそういう大きな排出量が示されています。このことで平成2年度との比較も出されているわけですが、この点で産業部門だけでは全国を上回っているという結果が出ています。この点はどのように認識されているのか、お聞きしたいと思います。

○答弁（環境政策課長） 広島県内の産業部門が伸びている要因といたしましては、鉄鋼大手の本県への工場の集約、また新規電子関連産業の立地、また平成14年から県内の製造品出荷額が大きく伸びたことが挙げられます。特に、平成18年度は前年比10%増等と、経済活動が非常に活発化していることが大きな要因であると考えております。

○質疑（辻委員） 製造業が多くて経済活動も旺盛だということが押し上げた原因になっているということを考えますと、そこでの排出抑制をやはりしていかないと、県民運動で先ほど言われたいろいろな取り組み、各種団体が取り組んだり、消費者も活動して家庭あるいは学校、事業所、オフィスなどで排出削減を積極的にやっても、産業分野のところは削減効果を発揮していかないと、とても効果の上があった施策展開に進んでいかないのではないかという思いがあるのです。

本県の生活環境の保全等に関する条例では、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業所を設置する事業者、いわゆる特定事業者について温室効果ガスの削減計画書の作成と公表を義務づけています。現状はどうなっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○答弁（環境政策課長） この条例は平成15年10月に施行いたしました。ただ、その後法律が変わりまして、係数等が変わりましたので、昨年度に改めて全対象事業者に対して再度報告をしていただきました。現在、対象事業者138事業者すべてに報告をいただいているところでございます。

○質疑（辻委員） その138事業者で排出量はどのぐらいですか。

○答弁（環境政策課長） 138事業者の排出量は平成18年度で3,840万トンでございます。

○質疑（辻委員） 平成17年度の数量でいくと、二酸化炭素の排出状況というのは産業部門で2,680万トン、運輸で651万トン、あと家庭とか業務を入れて全体で4,121万トンという数字です。ここに、それと単純には比較はできませんけれども、いわゆる条例で排出量を示しているような138社での3,840万トンというのは相当大きなウ

エートを占めていると思うのです。

そこで、県の条例では、排出削減計画をつくってそれを自主的に公表するというところまで義務化されているわけですが、私は削減計画が一体どのように進んでいくのか、どういう取り組みをしてその削減計画を達成させていくのかという点では方法が要ると思うのです。調べてみましたら、東京都、大阪府、京都府、長野県、静岡県はそれぞれ条例によって排出ガスの実績報告書を、どれだけ排出ガス削減の実績を上げたのかということを知事に提出するということが義務づけられているのです。だから、本県も事業所がつくった削減計画をそのまま絵にかいたもちにするのではなくて、やはり行政もしっかりそこに目を通して、それでその削減計画を達成させていくというためのフォローアップの仕組みが要るのではないかと思います、そのあたりはいかがですか。

○答弁（環境政策課長） 県の条例では委員御指摘のとおり報告になっておりますが、国の方で地球温暖化対策推進法に基づき平成19年度から国への報告が始まっておりますので、その国への報告データを入手することによりまして、毎年度の排出実態を把握することは可能となりました。また、県の条例でも計画書に基づいたその措置等について報告を求めることになっておりますので、そのような国のデータとか県に出されております計画書に対する排出状況等を見ながら指導してまいりたいと考えております。

○要望・質疑（辻委員） それはぜひやっていただきたい。事業活動とのかかわりがありますから非常に難しい側面もありますけれども、あくまでも企業なり業界としてそういう目標を掲げたわけですから、それを達成していくというのは当然のことだと思いますので、ここはしっかりデータを見ながら指導していただきたいと思えます。

あともう少しだけお聞きしておきたいのですが、先ほど138社の排出量については3,840万トンと出ましたけれども、NGOの環境市民団体である気象ネットワークは、2006年度の温室効果ガスの大口排出企業について調べています。県内ではJFE西日本製鉄所が全国2位であり、その量が2,131万トンと鉄鋼部門では第1位を示している。県内では日新製鋼呉製鉄所が731万トンで、この2つの事業所だけで2,862万トンになるということです。気象ネットワークは、2006年の対象事業者の排出量が推計で3,921万トンという計算をしているのですけれども、温室効果ガスの排出量が2社で73%です。この現状に対する認識について聞いておきたいと思えます。

○答弁（環境政策課長） 鉄鋼業といいますのは、鉄鉱石から鉄をとる段階で大量にCO₂を排出いたします。JFE福山につきましては、全国的な中で福山への企業の集中等の施策がとられております。最終的には、日本全体でCO₂をいかに減らすかということが非常に重要な課題であります。鉄鋼連盟といたしましては10%の削減目標を立てて、今5%ぐらい削減しているという状況でございます。県内の中で非常に大きな割合を占めているというのは委員御指摘のとおりでございますが、基本的

には県としては条例に基づく削減をお願いするとともに、最終的には国全体でいかに減らしていくかが重要であると認識しております。

○質疑（辻委員） 今、言われたとおりです。やはり、国全体でこういう超大口の排出企業については、それなりの削減計画と削減の取り組みをしていかなければならないと思うのです。なかなか広島県だけでは非常に難しい、全国展開されているような企業ですから、集約化、重点化する中で削減効果を高めていくということになると、国に対してもしっかりとした対応を求める必要があるのではないかと思います。

私は、そこでJFEなどの超大口の排出施設を抱えるような企業に対しては、政府との間での削減目標を明記した法的な削減計画を義務づけるというようなことが必要だと思うのです。そういう立場で、国に働きかけてはどうかと思うのですが、この点いかがですか。

○答弁（環境政策課長） 県では、これまでも主要事業提案の中で、国に対して実効性ある温暖化対策を推進するようずっと要望してきているところでございます。また、国におきましても京都議定書目標達成計画を本年4月に見直しまして、産業界におきます実施行動計画の推進強化をさらに進めているところでございます。また、7月に洞爺湖サミットが開催されまして、ポスト京都議定書についていろいろ議論されたところでございますが、低炭素社会の構築に向けました行動計画が策定されるとともに、この10月から国内での排出量取引制度について、試行的な実施を開始することとなっております。国におきまして、このようにいろいろな国際社会の合意形成を目指しつつ、産業部門のみならず、国全体として低炭素化へ社会を動かす仕組みづくりに取り組むこととされております。県といたしましては、現時点におきましては、そのような大規模な事業所の対策につきましては国の動向や削減効果について注視してまいりたいと考えております。

○意見（辻委員） 洞爺湖サミットで思い切った方向性が出るのではないかと期待されたわけですが、残念ながら余り目玉になるような方向が出されずに、日本政府も非常に非難ごうごうたるものになったと私は思っているのです。地球温暖化防止というのは、一つの県では限界があるように思います。しかし、それにかかわらずさまざまな取り組みを県としてもおやりになっているという点では、これは大いに進めていくということは必要なことだと思います。

ただ、先ほど言いましたJFEの西日本製鉄所、これは京浜にもありますけれども、大口の排出企業に対しては国が思い切って削減するようなことを義務づけていくように手だてをとらないと、結局、各都道府県が頑張っても大きな削減効果をもたらすことができない。国の動向を見守るといいますけれども、きちんと毎年国に提案しているようですから、もっと具体的に大口排出施設を抱えているような企業については、国ときちんとした削減協定を結んで削減のための努力をしろというようなことを私は提案すべきだということを申し上げて終わりたいと思います。

○質疑（蔵本委員） 不妊治療支援事業についてお伺いしたいと思いますが、私も2人目をつくるべく頑張っているのですが、なかなか成果が得られない状況でございます。結構、私の周りにもそういう御夫婦が多くて、しかし、この支援事業を知っている方がほとんどいないというような状況を私は感じているわけでありまして。非常に認知度が低いのではないかと思うのですが、現在この支援事業についての広告・宣伝の方法はどのようにされているのか、また、今後の取り組みでより普及・啓発を行うということではありますが、具体的にどのように行っていくのか、また、広島市、福山市の数字を除くと書いてありますが、この数字もあれば、教えていただきたいと思っております。

○答弁（健康対策課長） 不妊治療支援事業に関する御質問です。

まずは広報活動に関してですけれども、県のホームページ、県民だより、チラシ、マスコミ報道などを含めまして広く県民への広報に努めようとしております。また、医師会、広島県の産婦人科医会、市町への協力依頼や不妊に関する関係者の研修会の開催などにより広報に努めたいと思っております。

また、この事業ですが、指定医療機関におきまして不妊治療が受けられるということになっております。実際受けたいと思う方が、まずは指定医療機関にかかられると思うのですが、その指定医療機関の窓口においてこういう助成があるということを広く広報していただくことで、実質上、皆さんそこで申請されるような形になっているところでございます。

また、広島市と福山市の助成事業ですけれども、広島市におきましては平成19年度、体外受精の方が170人、顕微授精の方が205人で計375人、また、福山市におきましては平成19年度、体外受精が83人、顕微授精が125人の計208人となっております。

○質疑（蔵本委員） 体外受精をしようという意思を持って初めてその制度を知るのではなくて、やはり選択肢を広げるという意味でも、子供をつくりたいと考えている夫婦にこの制度を知っていただくという、初期の段階から知っていただくような広報にしなければならないと思っております。実際、所得制限で80万円引き上げたことによって件数が倍増したりとか、1年度の回数を2回にふやしたら約1.4倍に人数も膨らんだということでもありますので、非常にこれはニーズの高い事業だと思うのです。例えば、所得制限をもうちょっと増額するとか、そういった取り組みは考えておられませんか。

○答弁（健康対策課長） 本事業に関しましては、不妊治療にかかわる高額な医療費に係る経済的な負担の軽減を図ること、実際高額な医療費が払えない方を対象とすることで一定の所得制限を設けているものでございます。また、本県の不妊治療支援事業は、国の実施要綱に基づきまして実施しております。国庫補助の要綱によりますと、国の実施要綱に基づく事業を実施する場合に、国の補助金の対象となるために県独自ではなく国の要綱に基づく所得制限という形でさせていただいているところでございます。

○意見・質疑（蒲原委員） 被爆者対策課長にお尋ねしたいと思います。

御案内のように集団訴訟がありまして、結果的に国もそのことを認めて、随分原爆症の認定基準が前進したわけでありまして。そういう中で、今回のブラジル在住の被爆者の健康手帳の申請却下取消処分に対して控訴するということですが、私は、本来ならば被爆者の立場をもっと考慮して考えるべきだと思います。そういう面では、極めてこそくで自己保身的で横暴で、とにかく自分たちの立場を守ることが前提にあるのではないかと。被爆者はもう亡くなっていらっしゃるのです。しかも、今はもう外国からでも申請できるように変わっているわけですから、そういうことを考慮して考えたら、ここに書いてあるように原告から損害賠償請求されることが予想されるなどということを考えること自体が行政の精神が間違っていると思います。被爆者援護法という法律がどういう目的でつくられて、行政がこの立場をきちんと推進していかなければいけないということを考えたら、これは極めて遺憾です。こんなことをする県行政に対して、当たり前のことを行ったと思う県民は少ないと思います。もっと、きちんと対応することが必要だと思います。これは強く遺憾の意を表明して、再考してもらいたい。答弁はいいです。もうとにかくこんなやり方をやっていたらいけません。県行政に対する不信感がますます拡大するばかりだと私は思っています。

もう一つ、いろいろ認定基準が変わりましたから随分、被爆者対策課にはいろいろな申請が殺到していると思うのですが、申請状況について、最近の推移をちょっと教えてください。

○答弁（被爆者対策課長） 原爆症の認定に係る申請件数でございます。平成20年度は4月から7月までで763件の申請を受理しております。ちなみに、19年度が239件、18年度が156件、17年度が53件となっております。それで、委員御指摘のような経緯があるかと思いますが、4月が207件、5月が261件、6月が165件、7月が130件と若干減少しております。この処理状況でございますが、先ほど20年度763件と申し上げましたが、国への進達件数が495件、未処理件数が268件、大体以上でございます。

○質疑（蒲原委員） 今後は恐らくそんなにふえるとは思いませんが、20年度は集中的にふえています。今の陣容できちんと対応できるのか。よく言われるのは、申請してから結論が出るまで1年以上かかるというようなことがあるわけです。きのうはこういう話を聞きました。3人が申請して、そのうち1人は府中町の方なので県が処理することになります。そして、3人のうち2人は広島市の方で、申請から7カ月でちゃんと認められたわけです。ところが、府中町の方はいまだに認められないということで、広島市と県とが常に比較されるのです。そういうことで、きちんと対応ができるのかどうか、今の陣容で大丈夫ですかということを心配するところですが、しっかりとできますか。その辺どうですか。

○答弁（被爆者対策課長） 先ほど申し上げましたように、申請件数が急激に伸びてお

ります。国の方の審査の方針、また基準というものが全国的なニーズと申しますか、被爆者援護の推進という観点から国の方で御検討いただいた中で、原爆症はいわゆる積極的認定ということで、がんを中心に相当認定幅が上がっております。なので、従来被爆者の1%未満程度というのを国の方でもこれを10%ぐらいを見込んでいるところがございます。県におきまして、今後似たような数値に推移していくのではないかと申しております。そうしますと、広島県内の被爆者が約3万4,000人余でございますから、10%ということになりますと3,400人。現在の認定数が前年度末が206名、それに新たにこの4月以降認定されたものが34名、却下はございません。

というような状況で、4月以降、課の総力を挙げまして国への進達を急いで、国の決定を待つという姿勢でございますが、一番早い認定が平成20年1月申請分が届いております。例外的に一番古いのを申し上げますと、平成17年度が残っておりますが、これは今の積極的認定でなく総合判断、その後さらに訴訟等で非常に判断の難しい案件でございます。平成18年度の未決定が88名、19年度が136名、本年度は丸々残っているという状況で、被爆者援護の観点から申しますと、速やかに国の方へ進達を上げ、国の方でも速やかな対応をお願いし、未処理件数のゼロを目指して努力していきたいと考えております。今後とも、執行体制の再見直しをしながら、できるだけ成果を上げてまいりたいと思っております。

○要望（蒲原委員） 被爆者の高齢化がどんどん進んでいますから、できるだけ迅速に処理をしていただくように強くお願いをしておきます。

最後に、これは局長に申し上げるのはちょっと酷かもしれませんが、御案内のように本県はずっと賃金カットや昇給延伸などいろいろなことをやってきております。何を言いたいかという、医師についてです。広島市勤務の医師と県の医師。県立病院は医師が126名いらっしゃるそうです。医師不足で地域医療が崩壊するのではないかと申すので、医師に対しても県もいろいろな努力をされています。県では、平成16年度から7・5・3、19年度は休んで、20年度、21年度と7.5、5.5、3.75ほどカットしてございまして、医師も一律にカットです。こういうときに一律的に賃金カットをしている。

ところが、広島市はそんなことないのです。県の医師は給料をカットされる。そういうところで、やはり何とか地域で頑張ってもらわないといけないときに何かいい手だてはないものかと。県民も決して医者になんかそんなことで逃げられたのでは困るという思いがあると思っておりますから、何かいい手だてを考えてもらいたいと思うのです。本当は全部カットがないのがよいと思うのですけれども、いろいろ財政事情の中でカットが行われているのですが、医師に対しては特別な配慮がやはり必要なのではないかという気持ちがするのです。

いや、それはもう当たり前だと、医者だって一緒によいではないかとおっしゃいますが、医者にもしてもらおうと思っている立場で地元でいろいろなことをやっていらっしゃるわけですから、何かいい手だてを考えていただく必要があるのではない

か。これはいつ終わるかわかりませんから、ずっと続くかもしれないし、21年度で終わるかもしれませんが、このようなことをずっと続けるというのはやはり医者にしっかり頑張ってもらおうという面からすれば、少し配慮が必要なのではないかと思います。答弁はいいですから、しっかり御配慮をお願いしたいと思います。

(4) 県外調査についての協議

県外調査の日程等について委員会に諮り、10月21日（火）～23日（木）の2泊3日で調査を実施することに決定し、具体的な調査場所等については委員長に一任した。

(5) 閉会 午後0時5分